

北秋田市立保育所民営化基本方針

平成 25 年 11 月

北秋田市

1. はじめに

共働き世帯の増大などにより保育サービスへの需要は年々高まっています。また、核家族化やひとり親世帯の増加、地域での交流が希薄化するなどの要因により、子育てに関する不安の高まりとともに育児知識や情報提供に関する要望も多く、子育てへの支援が重要な課題となっています。

一方、市の財政は歳入の過半を占める地方交付税の合併加算の終了を目前とする中、地域経済が低迷していることにより税収の増加は期待できず、歳出面では扶助費が増加するなど、厳しい状況が続いています。そのため、人件費の削減など行財政改革に取り組み、持続可能な財政構造の構築を目指しておりますが、厳しい財政状況は、当分の間、続くものと想定されます。

保育分野においても、平成16年度から公立保育所運営費が一般財源化され、本市の保育士配置基準や保育料の設定に起因する財政負担の問題とあいまって、市の財政運営に影響を与えています。

このような状況にあって、保育サービスの維持向上と効率的な保育行政の運営という2つの課題に対応するため、平成24年10月、「北秋田市保育園等の在り方検討委員会」を設置し、先般『提言』をいただきました。

公立保育所については、効率的な運営のため、民間の活力を導入し、民営化を進めていくべきという提言をいただきました。

本方針は、庁内のプロジェクトチームが『提言』を尊重しながら、保育所運営費の一般財源化や地方交付税の合併加算が終了することへの対応、新たな子育て支援策への取り組みと拡充を図るため、公立保育所への民間活力の導入に関する指針として策定しました。

2. 本市における保育の状況

[1] 保育所の設置および保育サービスの状況

本市の認可保育所は、現在公立7園、民間4園の計11園が設置されており、民間保育所の設置者はすべて社会福祉法人です。

保育の実施主体は、児童福祉法により市が行うものと定められており、入所の受け付けや保育料の算定などは市の責任において実施しています。また、すべての認可保育所は、児童福祉法の規定により児童福祉施設最低基準を遵守する義務があり、保育内容も保育所保育指針に拠り実施されていることから、公立、民間とも認可保育所として一定の保育サービスが提供されていると言えます。

平成25年4月における入所児童数は、公立保育所482人、民間保育所370人の計852人です。近年、年度当初において待機児童は、発生していませんが、

年度半ばには若干の待機状態が生じています。

本市でも人口減少が続いているが、保育所への入所児童数はほぼ同じ人数で推移しています。これは、保育需要がますます高まっていることが要因であると考えられます。

[2] 実施体制

保育にあたる職員は、児童数やその年齢等にあわせて定められた配置基準に基づいて配置されています。さらに、障がいのある子どもを担当するなど、特別保育に関わる保育士なども配置されています。

職員の年齢や経験年数では、公立保育所よりも民間保育所の方が比較的若い世代の職員が多く、経験年数は少ない傾向が見られます。

[3] 運営経費

保育所運営のための経費は、公立と民間合わせて平成24年度で約10億1千万円となっています。

これらの経費には、保護者からの保育料、国や県からの負担金、補助金が充てられていますが、市の一般財源からの支出が最も多く、総額の約42.9%を占めています。

児童一人あたりの運営経費を比較すると、月額で公立保育所が約10.1万円であるのに対し民間保育所が約8.5万円と開きがあります。

3. 民営化の目的

少子高齢社会において、女性の社会進出や就労支援などを図りながら、次代を担う子どもたちを育成していくことは、市に課せられた責務です。

子育て支援の充実や新たな保育サービス、保育所施設の改修や整備は大きな課題であり、その解決に向けて、厳しい財政状況の中で限られた財源を効率的かつ効果的に活用していくことが必要です。

そこで、認可保育所としてのサービスを実施する公立保育所と民間保育所との間に大きなコスト差が生じている現状や、これまでの民間保育所における保育サービス提供の実績から、公立保育所の一部を民営化し、保育ニーズに迅速かつ柔軟な対応を図ることが有効であると考えます。

その結果、財源の効率的運用と人材の有効活用が可能となります。時代のニーズに合致した保育体制を再構築し、在宅で子育てを行う家庭への支援を充実するとともに、公立保育所と民間保育所が一体となって市全体の保育水準を高めていくことを目指します。

4. 民営化の方法

[1] 民営化の進め方

公立保育所を民営化する方法には、保育所の設置及び運営主体を民間に移行する「民設民営」方式と、運営主体のみを民間に移管する「公設民営」方式が考えられます。

設置主体を市のままとする、指定管理者制度もありますが、施設の設置者が「公」であることから、施設運営の面で国・県からの財政支援に制限があります。また、運営主体が数年で交代した場合に、保育の継続性に支障をきたす恐れがあります。

そのため、本市における民営化の手法は、「民設民営」方式が望ましいと考えます。

[2] 移管後の運営主体

これまで、地方公共団体又は社会福祉法人に限定されていた認可保育所の運営は、国の規制緩和により、株式会社、学校法人、特定非営利活動法人（NPO）等にも参入が認められています。

しかし、社会福祉法人以外による保育所の運営では、施設整備等に関する国等の補助に制限があることや、認可保育所の運営実績や移管後の保育の継続性などから、移管後の運営主体は、基本的に社会福祉法人とします。

[3] 用地、建物、設備等の取り扱い

事業者の負担を軽減し、民営化をはかる公立保育所からの事業の継続性をできるだけ確保するため、用地は無償貸与とします。

建物や施設設備品等については現有設備を引き続き使用する場合は無償で譲渡します。

[4] 事業者の選定

移管先としてふさわしい事業者を確保するため、事業者は公募により募集します。選定にあたっては、対応できる保育サービスの内容など、利用者からの視点や各分野の専門的な意見も含め総合的な判断します。

公益性、事業の継続性、保育方針や推進体制、資金計画や経営状況等に関する選定基準を定めた上で、専門的知識を有する学識経験者や保護者などで構成する「選定委員会」を設置して客観的な審査を行います。

[5] 保護者等の不安解消

民営化する保育所に入所している児童やその保護者は、保育にあたる職員の

変更に不安を感じると考えられます。その不安を解消し円滑に移行するために、移管先となる事業者の決定から民営化までの間に十分な期間を確保し、移管の前後にそれぞれ半年程度の引継ぎ期間を設けるなど、新旧職員による共同保育を実施します。また、公立保育所に勤務する非常勤職員の雇用について、移管先となる事業者に要請します。

民営化に関する情報を原則として公開するとともに、保護者に対する説明や意見の聴取の機会を確保し、理解を得られるよう努めます。

5. 保育所の選択と役割

〔1〕民営化する公立保育所

鷹巣中央保育園および鷹巣東保育園は、中心市街地の比較的利便性が高い地域に位置しており、安定的な入所児童数の確保が可能の思われることから、民営化後も健全な経営が見込まれる立地環境にあります。

しかしながら、建物等の老朽化も進んでいることから、移管実施の前に、施設・備品の再点検を行った上で、可能な限りの修繕と更新を行います。また、移管後も、民間活力の導入を図りながら、市の財政支援も行いながら改修を検討することとします。

他の公立保育所についても、平成28年度以降、保育需要等を把握しながら計画的な民営化を検討します。

6. 事業の移管

〔1〕移管計画の策定

民営化に際しては、新事業者への移管を円滑に行うため、市と事業者、保護者で組織する「三者協議会（仮称）」を設け、具体的な移管計画を策定します。

また、保育所での保育水準を維持向上させるとともに、保護者の不安を軽減するため、移管計画の中に市と事業者間で継続する事項や拡充する保育サービスを明文化し、市との協定に基づく移管後の履行を事業者に義務付けることとします。

〔2〕移管後の協議

市は、移管計画どおりに保育サービスが展開されているか、隨時進行管理を行います。また、指導監査の他、財政運営面のチェックにも努めます。

移管後も保護者、移管先の事業者、市との信頼関係を確保するため、引き続き「三者協議会（仮称）」において定期的な協議を行います。

〔3〕移管後の保育の質の向上

移管後も、安心して子どもを育てられる環境を作り出していくためには、公立保育所も民間保育所もその保育の質の維持、向上に努めなければなりません。

官民合同での職員研修の拡充などを通じて、継続的なキャリア形成ができる環境と体制を構築するために、さらなる民間保育所への支援に努めます。

また、保育に関する専門指導員の配置を行います。

7. 新たな事業展開に向けて

1) 公立保育所と民間保育所の連携

既存の民間保育所と新たに民営化された保育所、引き続き市が運営を行う公立保育所が、互いの特性を生かしながら多様な保育ニーズに応えるサービスを展開します。また、地域ごとに子育て支援を推進していく体制を構築していきます。

2) 情報の公開

民営化を進めるにあたっては、情報の公開はもとより、保護者や地域住民の意見にも耳を傾け、より良い信頼関係を築きながら円滑な移行を推進します。